

別表十二（三）の記載の仕方

この明細書は、青色申告書を提出する中小企業投資育成株式会社が、平成14年改正前の措置法第55条の4（創業中小企業投資損失準備金）の規定又は平成14年改正措

置法附則第24条第2項（創業中小企業投資損失準備金に関する経過措置）の規定の適用を受ける場合に記載します。